

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

イングランド教師協会（College of Preceptors）を主とする教師の登録制度化に向けた活動とその結末に関する小論：
教師の専門職化のための規制に関わる論議及び相克の検討

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2023-03-27 キーワード (Ja): College of Preceptors, teachers' registration movement, 教師の専門職化, 教師の専門職団体, General Teaching Council for England キーワード (En): 作成者: 藤田, 弘之 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00008083

イングランド教師協会 (College of Preceptors) を主とする 教師の登録制度化に向けた活動とその結末に関する小論

— 教師の専門職化のための規制に関わる論議及び相克の検討 —

藤 田 弘 之

要 旨

本稿は1846年にイングランドで設立された教師協会が主となり取り組まれた、教師の地位向上のための登録制度化に向けた活動の推移を明らかにする。19世紀中期まで教師の地位は低かったが、特に中産階級の子弟に教育を行う教師は特別な資格を要せず、優劣様々な者がおりこれが顕著であった。これに政府が介入し規制することもなく、提供される教育は玉石混交の状態であった。こうした背景から中産階級のための私立学校教師が集まり地位向上のために教師協会を設立した。同協会は試験と資格の認証、教師教育、有資格者の登録制度の確立を主とする活動を行ったが、登録制度は最も重要な事項であった。協会は独自に、又他の団体と連携して制度化のための活動を展開したが、19世紀にはそれは具体化せず、20世紀に入り一応の制度化を見たものの順調に機能せずやがて消滅した。本稿はこの登録制度化に向けた諸活動の推移を明らかにするとともに、その挫折要因を探った。

キーワード：College of Preceptors、teachers' registration movement、教師の専門職化、
教師の専門職団体、General Teaching Council for England

1、はじめに

本稿は1846年にイングランドで設立された教師協会 (College of Preceptors、以下 COP) を主とし、さらには他の教師諸団体も加わって取り組まれた、教師の地位の確立・向上のための登録制度化に向けた運動とその推移や展開を明らかにすることを目的としている。

学校の種別や段階にもよるが、19世紀中期まで、教師は医師をはじめとする他の専門職に比べて地位が低く、教職は専門職と見做されなかった。またこの状態を改善しようとする動きも殆どなかった。しかし、公教育が成立発展するのに呼応して、その地位の向上や改善に向けた動きが始まった。教師の地位向上の問題を考える際、専門職に相応しい資質能力を確保することがある。もう1つは教師の勤務条件や給与を改善し、専門職に見合った待遇を獲得することである。19世紀中期以後、公教育制度が発展するに伴い、雇用される教師の数が増え教員

組合が結成されてきた¹⁾。これは勤務条件や身分保障、給与の改善に取り組んだが、同時に資質能力の向上のための活動も行った。これとは別に、他の専門職に倣って専門職団体を結成し、その会員に相応しい資格を取得させるべく活動を行おうとする動きも生じた。こうした団体は教師の資格やその基準を明確にし、それを獲得させることによって地位の向上を図ろうとしたのである。

イングランドにおいては、19世紀中期以前に教会系の学校の一部で教師の団体が結成されており、次第に連合組織が結成されるようになった。1870年に基礎教育法 (Elementary Education Act) が成立し委員会立学校 (board school) が増加してくると、これらの学校の教師が全国基礎学校教員組合 (National Union of Elementary Teachers、以下 NUET) を結成し活動を進めていった。一方、教師の専門職団体としては、1846年に医療職の団体に触発されて COP が設立され、教師の地位向上に向けた活動を行うようになった。この COP は中産階級のための私立学校の教師が集まって結成されたものであり、自らの資質能力を確保して地位の向上を図るための活動を行っていった。これは設立後、入会を求める教師に試験を行って資格を認証し授与した。またその試験のため、或いは独自に講義や教育活動を行い、啓発のための広報誌を発行した。こうして教師の資質能力向上のための教育機会を提供したが、これはやがて中等学校教師教育の発展につながった。

教師の専門職化と地位向上のためには、資格の認証、そのための教師教育、有資格者の登録制度の確立の3つが重要であり、これらは一体的なものである。このうち最も重視されたのが教師の登録制度の確立である。登録制度は専門職団体の自己規制において最も重要な仕組みである。この種の団体は、希望者が当該職務に参入するに際して資格基準を設け、それに基づき審査し適格者を登録して質や能力の確保を行うほか、倫理と責任をもって職務が行われるよう行動を規制し、違反した場合登録を抹消して団体から排除する。こうして専門職としての地位を確保し、責任を果たそうとしたのである。教師登録制度化の動きは、特に19世紀に入って改革が進んでいた医療職から大きな影響を受けたものであり、1858年に医療法 (Medical Act) が成立し医師登録制度が体系化されると、COP はこれをモデルに教師の登録制度設立のための運動を主導し、或いは他の教師集団と共にこの運動を加速させた。このような登録制度は、これら諸団体によって懸命にその制度確立のための運動が推進されたが、19世紀の間は実現せず、20世紀初頭に一応制度化されたものの様々な隘路や対立・相克・阻害要因によって順調に展開せず、やがて消滅していった。

教師登録制度の発展に関わる先行研究であるが、イギリスにおいて早い段階でこれに取り組んだのは、マッセイ (Massey, F.L.) とバロン (Baron, G.) である (Massey 1956, Baron 1954)。またゴスデン (Gosden, P.H.J.H.) は教師の専門職化の進展を述べた著書の一部でこれを扱った (Gosden 1972)。ウィリス (Willis, R.) は教師の専門職団体の設立史を述べる中で、この問題

イングランド教師協会(College of Preceptors)を主とする教師の登録制度化に向けた活動とその結末に関する小論

に焦点をあて研究を行っている (Willis 2005)。教師登録についてはまた、イギリス教育制度史関係の諸文献でも部分的に触れられている。我が国においてはこれを本格的に扱った先行研究はないものと思われる。本稿はイギリスにおけるこれらの先行研究を参考に、入手出来た限りの一次資料を点検してこの登録問題を明らかにする。なお本稿はCOPに重点を置き教師登録問題を論じるが、このCOPそのものの設立や活動については、すでに藤田が別稿で論じた(藤田 2023)。本稿は行論に必要なため、まずこのCOPについての概要を述べ、その後教師登録運動の展開や推移について述べることとする。

2、イングランド教師協会の設立と活動の展開

1846年にイングランドにおいて、中産階級のための私立学校の校長や教師が中心となって教師協会 (College of Preceptors) が設立された。このCOPはイギリスで初めて設立されたいわゆる教師の専門職団体であり、医療職の団体をモデルにその地位の向上を目指して活動を展開した。18世紀末から19世紀にかけて多様な職種で専門職化が進むが、医療職は最も重要な職種であった。医療行為は古くは教会と密接な関係があり、医療者の統制も教会が行った。15・6世紀より職種毎に同業団体が組織されるようになり、これらが免許証を得、あるいは法的に認められ当該の医療者の資格を認定し統制を行った。時代を下るに従いこれらの職種の階層化が進んだ。医療者のランクで言えば内科医、外科医、薬剤師の順であり、それぞれに団体が組織されていった。ただしその区分は必ずしも明確ではなく、内科医が調薬を行ったり、外科医が内科的治療を行い調剤を行った。また薬剤師も医療行為を行っていた。無資格のやぶ医者も医療行為を行うこともあった。19世紀に入り病院が整備されるとともに、これに加え病院医と一般開業医の区分が生じてきた。19世紀初頭には、このように医療は複雑かつ混沌とした状況にあり、各方面より改革が求められた。改革の在り方については、団体間、職種間で大きな立場の相違があり、支配と被支配、利害の対立、相克があったが、利害の調整、折衝、妥協をくり返し、1858年に医療法が成立した。この法律により総合医療評議会 (General Medical Council) が設置され、医師の登録制度が確立された。評議会は、既存の団体や大学により認定された資格を有する医療者の登録を一体的に認定し統括した。そして病院などの医療施設での医療行為はこうした登録医に限られた。登録医は、犯罪や専門職に悖る行為を行った場合には登録を抹消された。団体や大学の教育、資格の認定につき問題があると評議会が認めるときは、枢密院に上申し、枢密院が対応措置を取ることになっていた。1858年医療法は不十分な点も多かったが、医療職の専門職化の基礎となった。

COPはこうした医療職の動きに触発されて組織されたものである。19世紀初頭の状況であるが、民衆や貧困者のための基礎教育については1833年から国家が関与し、1846年から教員見

習い制度が導入され政府により資格制度が定められた。また、パブリックスクールや文法学校は各々の内規により不十分ながら教師の資格を定めた。19世紀初頭には産業革命が進む中で中産階級が台頭し、彼らの子弟に対する教育の必要性が急激に増大した。しかしこうした階級の教育に政府が介入し規制することはなく、ボランティアの原則が支配した。中産階級の需要に応じるべく、様々な私的団体や私人が自由に学校を設置し教育活動を行った。こうして提供される教育は種々雑多で玉石混交であり、教育の質も条件も不十分な学校が相当あった。他の職業で失敗した者が私的利益のために学校教育を始める場合もあった。教師は特別な資格を要せず、無能な者が教育に従事することも多かった。

こうした状況の中で、ブライトンの私立学校の校長をしていたパーカー（Parker, J.）が医療職の組織や法的枠組みを参考に教師の資質能力の向上や専門職化の構想をまとめ、地元の文芸科学協会でこの構想を発表した。これは参加者によって支持され、具体化のためにその参加者が中心となって暫定委員会が結成された。そして組織や活動の在り方の検討が進められ、やがて1846年6月にロンドンで設立総会が開かれ、COPが設立されたのである。パーカーが考えた団体設立の構想の柱は、概ね次のようなものであった。(i) 医師の仕事を法的に位置づけようとする動きに触発されて構想したものであり、これと同じことを教職に求めることは教師と社会の双方に利益をもたらす。(ii) 新しい中産階級の子どもたちは私立学校でほとんどの教育を受けているが、そこには多数の教師がおり教育を行っている。ちなみに全国には約1万人の学校長とそれと同数の補助教師がおり、この他に教職活動に携わっているはるかに多くの女性がいる。親はこれらの学校の教師の資格や能力を確認する方法はなかった。また、教師という職業は、社会の中で地位が認められていない。(iii) 教師の団体の設立は、医学界での改革に見られるように、上記の弊害を是正する有効な方策である。この団体が教師の能力を保障し、また教師たち自身に尊敬の念を持たせ、彼らにこの国の社会制度の中で正当な権利を保障する。

設立総会ではCOPの規則が承認され、その目的が確認されるとともに、会員の資格、COPの統治組織及び作用、試験委員会及び試験により認定する資格などが定められた。こうしてCOPは活動を始めたが、1849年にCOPが公認され、権威付けされる必要から、勅許証の申請がなされこれが認められた。勅許証の内容は1846年の規則とほぼ同様であるが、それによればCOPは、「教師の専門職としての健全な知識の獲得のために、教師に諸便宜を提供することによって、また若者の教育に従事または従事することを望む人々の職務の獲得や適格性を確認し、またその証明書を与えるべく、有能な試験委員会の定期的な会合を提供することにより、特に中産階級の人々の間の健全な学習を推進し、また教育の利益を推し進める」ことを目的とするとしてされている（藤田 2023）。COPは中産階級のための学校の教師の地位の向上と専門職化を目指したものであるが、この目的のために活動を展開していった。その第1は、教師の資格試験の実施と資格の認証、授与である。第2は、教師の資質能力向上のための教育機会

の提供である。COPは資格試験と関連して、或いはこれとは別に講義を提供し討論会を開いた。第3は、これを発展させ中等学校教師教育を提供しようとしたことである。第4は、機関誌を発行し教育問題に関わる情宣と啓発を行おうとしたことである。第5は、教師の資格授与と関わって、自ら教師の登録統括団体になり、或いは登録制度を具体化しようとしたことである。この他、本来の目的とは異なるが、中等学校の生徒の外部試験も行った。これはイギリスにおける最初の中等学校外部試験であり、今日の一般中等教育資格証(General Certificate of Secondary Education, 通称GCSE)や一般教育資格証(General Certificate of Education, 通称GCE)のAレベル等の試験の起源である。このうちCOPが最も重視したのが教師登録制度の確立であった。

3、教師登録制度化への模索と関係者間の相克

(1) 教師登録連盟(Scholastic Registration Association)の設立とその活動

教師の専門職化と地位向上のため登録制度の確立は極めて重要な事項であるが、これについてCOPの初期の文書には明示されていない。しかし、COP評議会委員であったレイン(Lane, E.)が1847年に書いた次の論稿を見れば、設置当初よりこれがCOPの重要な課題であったことがわかる。「・・・如何なる公人もかつて教育活動が知識と同様経験を必要とする専門職になるべきであること、また同時に教師の地位が社会における正当な地位にまで引き上げられるべきであるという提起をしてこなかった。それ故教師自らが、共に結集し、他の適当な既成教育組織によって以前に検討されてこなかった、学識ある専門職へと予定されている全ての人を試験し、登録する協会を形成すべく、議会から許可を得る決定をすべきことは驚くべきことではない。」(Lane 1847, p.114) COPは1853年に、議会が有資格教師の義務的な登録を必要とする教師評議会の設立に取り組むことを期待して、枢密院教育委員会に訴えを行ったが、政府がこの訴えに応じることはなかった。支援を受けられないことから義務的資格試験具体化の動きは弱まり、教師が自主的に試験を受けることを前提とする計画が進んだ。

教師登録制度の実現に向けてCOPの活動が本格化したのは、1850年代末から1860年にかけてであった。この動きは、1858年に成立した医療者の登録制度化の成立に大きな影響を受けて生じた。COPの沿革史は、「1860年、COPはより組織的に登録の問題の議論を始めた。当時から今日に至るまで、COPは教職に就く男女の資格を一般の人々に知らせるだけでなく、教育や試験による資格の取得を促し、教師集団をより凝集し影響力のあるものにする手段として登録問題を粘り強く提唱してきた」と述べている(COP 1896, p.15)。COPにおいてこの動きを主導したのは、アルダーショット古典数学学校の校長であり、後に推進団体の事務局長になるルール(Rule, B.)であった。ルールは、COPの機関誌に幾度か投稿するとともに、COPの

会合において医療専門職を参考にした教師の登録及びそれを所管する評議会の設置を求め、これによって有資格教師と無資格教師を国民が区別できるようにすべきことをくり返し訴えた。こうした訴えを受け、協会は登録の制度化の方策を認めこれを本格化させた。1864年の会員宛の通知では医療法に言及し、それと同じ方針で教師に関わる法案が作成されるべきことを強調した。

これより先1861年に登録の制度化を支持する私立学校教師のグループが、基金立学校、私立学校、ならびに少数の初等学校の校長、教師の各種団体に対して通知を出し、医療法をモデルとした教師の登録制度化に関する見解を聴取していた。その回答者の92%が賛意を示し大きな反響があった。幾つかの団体は全国規模でこれを推進すべしとして、COPと協働することを求めてきた。こうした動きはやがて1866年に全国規模の教師登録連盟（Scholastic Registration Association、以下SRA）の設立に繋がった。この経緯に関して、ルールは1891年の議会特別委員会で、COPでの登録制度推進の動きが1860年に始まったこと、COPが会員の意見を聴取しそうした制度化が支持されていることを確信したこと、他の教師団体がCOPに接触し運動への参加を求めてきたこと、COPは勅許証の制約からこれに対応できず、1864年にCOP内に5人から成る独立委員会を設立し、これが中心になって登録化推進に向け団体や人々を糾合しようとしたこと、これが核となり全国組織であるSRAの設立に繋がったことを証言している（Select Committee 1891, p.17）。1870年のSRAの文書によれば、SRAは、(i) 無資格者が教師の職を得ることを阻止し、教師の資格の全般的な水準を引き上げ、教育の改善を進めるための議会法を成立させること、(ii) 教師の専門職のために法的に認知された地位を獲得すること、(iii) 一般の人々が有資格教師と無資格教師を区別することを可能にすること、の3点を目的として活動することを明示している（SRA 1870 : COP 1896, pp.27-28）。1867年に158名であった会員は、1870年時点で508名の男性会員と52名の女性会員が名を連ねるようになり、この中にはCOPをはじめ各種団体の代表、多くの著名人が含まれていた²⁾。SRAの意思決定を行う理事会は、会長1名、副会長30名、会計担当者、事務局長等から成っていたが、会長はCOPの会長が務め、副会長には大学教授や学校長及び名だたる著名人が含まれ、COPからも2名が参加している。事務局長はCOPのルールが務めた。また地方には支部も設置された。

SRAは教師登録の制度化を検討し法制化を目指して活動を進めたが、1864年にトーントン卿（Lord Taunton）を会長として設置された学校調査委員会（Schools Inquiry Commission）が中産階級のための学校の調査をはじめていた。この委員会はそれ以前になされた基礎教育学校、及びパブリックスクールの調査で扱われなかった学校の調査を行おうとしたものであるが、SRAはその動きを注視することになり活動がとん挫した。調査委員会はSRAの代表者の意見を聴取したが、彼らは作成中の法案の趣旨を訴えた。その内容は医療法に基づく登録制度に倣ったものであったが、登録は任意のものであり未登録教師の権利を制約するものではないこ

とも主張された。この委員会には COP 代表も証言した。

学校調査委員会は検討の結果報告書を出し、その中で登録制度導入を盛り込んだ大要以下の勧告を行った。能力のない不適格な教師がいること、その改善のためには教師養成制度と共に能力を証明する手段の確立が必要なこと、試験評議会を設置しそれが試験を行い有資格者の登録業務を担うこと、教師は誰でも試験を受けることを認められるが、基金立学校の教師は試験に合格し登録している必要があること、但し基金立学校教師以外の教師の試験や登録は任意とすること、等である (Taunton Report 1868, pp.615-617, 649-651)。

SRA の代表者たちは勧告内容をおおむね歓迎した。そして、それを基礎に登録の方式や所管評議会等についての案を検討し、枢密院の院長と幾度か会談し、SRA の意向に沿った立法化を訴えた。こうした動きの中で、枢密院副院長であるフォースター (Forster, W.E.) を中心にトントン報告書の勧告を具体化すべく、基金立学校改革のための法案をまとめられていた。この法案は教師の試験や登録、それを実施統括する教育評議会の設置を含んでいたが、この評議会の権能の中に基金立学校の評価を目的とした中等学校生徒の試験を含んでいたことから、基金立学校及び教師側から激しい反対が生じた。結局この部分を切り離して法案が作成され議会に提出された。これが基金立学校第 2 法案であり、事実上一連の登録法案の最初のものであった (COP 1896, p.22)。

基金立学校第 2 法案は教師の登録に関して次の事項を含んでいた。(i) 本法の目的を実施するために教育評議会 (Educational Council) を設置する。(ii) 教育評議会は、オックスフォード大学、ケンブリッジ大学、ロンドン大学の各大学によって選出される 6 名の委員、枢密院の助言により女王陛下によって指名される 3 名の委員、教師としての経験を持つ人で、枢密院の助言により女王陛下によって指名される 3 名の委員から構成される。(iii) 教育評議会は、教師に関して次の権限と義務を持つ。教師であり又は教師になろうとする人で、任意に試験に応募する人の試験の実施のため規則を作成し必要な措置を行う。全ての教師の登録簿を管理し、登録、登録の種別、それに必要な資格、登録の応募に必要な証拠等に関する規則を作成する。評議会所管の試験によって教授資格を認められた応募者を登録する。イギリスの大学で優等学位を得た者、また枢密院教育委員会の権限の下で出される資格証を保有している者は、試験によらず登録を認める。登録にあたっては必要な証拠を提出する。(iv) 如何なる基金立学校においても、本法の規定の下で登録されていない場合は教師の職に任じてはならない。この法律は他に私立学校の登録、評議会による基金立学校生徒試験なども規定している。この法案では基金立学校の教師の登録を義務化したのが、それ以外の私立学校教師の場合は実質的に登録は任意とされている (Bill 154)。

基金立学校第 2 法案については、SRA がこれを支持し通過すべく運動を行ったが、特に生徒の試験をめぐる反対が激しくなり法案提出者のフォースターは審議の延期を決めた。しか

し、彼は次の議会で提出予定の1870年基礎教育法案に忙殺されることになり、結局この法案は廃案になった。ウイリスは、「立法が失敗したことは、その後教育専門職の自己規制や教師のより大きな自律性に通じる登録の1つの形式を確立する機会を逃した」と述べている（Willis 2005, p.45）。登録の法制化を目指したSRAの活動はその後沈滞し、影響力は弱まり、やがて消滅していった。

COPは1870年以後も登録制度の導入に向けた先導的活動を続けた（COP 1896, p.16）。即ちその代表者は政府や議会関係者と会い、登録の法制化を要求し、登録を統括する規制機関の役割をCOPが果たすべきことを訴えた。そして請願の内容を具体化すべく自ら法案作成を進めた。COPの法案の特徴は、登録の対象を中等学校教師に限り、公立基礎学校教師を含まないものであった。COPが恐れたのは、基礎学校教師が登録を所管する教育評議会を独占し影響力を行使することであった。当時基礎学校の教師の数は私立学校教師よりも圧倒的に多かった。COPは、基礎学校教師は既に枢密院の資格者名簿に登録されており、登録は中等学校教師に限るべきとした。COPの案は、私立学校の査察を含まず教師の登録を任意とし、登録教師のみが授業料の不払いにつき回収権を認めるものであった。1879年には、COPの意向を受けて、プレイフェア（Playfair, L.）が議会で「イングランド及びウエールズの中高等教育（intermediate education）に従事する教師の組織と登録のための法案」を提出した。彼はCOPの支援者であり、また下院議員でもあったが、教師が組織化された専門職として威厳と安定性を得ることを望み、資格制度及び登録制度の確立を支持していた。しかしこの法案は第2読会にかけられず、翌年議会解散のため再上程を延期せざるを得なかった。その後この法案は同じくCOPの賛助者であるラボック（Lubbock, J.）に引き継がれたが、これも第1読会以後審議されず廃案になった。COPは登録の制度化のため訴えを続けたが、この後約10年間教師の団体による教師登録運動は沈滞が続いた。

（2）教師協会の登録制度化案と教員組合の立場の相克

登録運動が再起動したのは1880年代末からである。1888年にはプレイフェアやルール等のCOPの代表団が枢密院の副院長に会い、政府が教師登録問題を再検討するように訴えた。しかし、副院長は賛同はしたものの、それを具体化する試みは何もなさなかった。

1890年になるとCOPの意向を受けてテンプル（Temple, R.）が「教師の組織及び登録に関わる法案」を下院に上程した。この法案は先の法案を引き継いで基礎学校教師を排除するものであった。これに対抗する形で教師団体（Teachers' Guild）が推進しようとした登録法案をアクランド（Acland, A.H.D.）が議会上程した。当初これに賛同しなかった全国教員組合（National Union of Teachers、以下NUT）も、その後それを支持するようになった³⁾。テンプル及びアクランドの2法案の主要な相違は、第1に、アクランド案が対象に基礎学校教師だ

けでなくスコットランドやアイルランドの教師も含む広範囲のものであったのに対し、テンプレート案は中等学校教師に限るものであった。第2に、アクランド案は登録の資格要件として、教育の理論や実践の資格証と共に教える実践能力の証拠を要求するものであったのに対し、テンプレート案は教育の理論と実践の資格証のみを求めるものであった。

COPはアクランドの包括法案に反対し、スコットランドやアイルランドは既に教育上の独立を達成していること、基礎学校教師は教育局が規定する独自の組織や一種の登録制度を持っており、他の当局の介入は不適切であるとした。こうして基礎学校教師を登録から排除しようとした。これに対し、教員組合側は、アクランド案は様々な段階の代表的教師の多数の見解を取り入れて作成されたものであり、「自らと後継者たちを、既存の組織的専門職と肩を並べることができる学識ある専門職に育てようとする、全ての思慮深い教師の願望を表現するものである」とした(Willis 2005, p.48)。これらに見られる通りテンプレート案は中等教育の発展と中等学校における無能な教師の排除を目指したのに対し、アクランド案は全ての教師を包括的に扱った教師全体を1つの専門職に統合することを目指していた。

1875年以後SRAの活動が衰退消滅していったが、それと並行してCOP以外の教師団体がこの登録運動に加わり、大きな影響を及ぼすようになっていった。1870年の基礎教育法制定後に設立されたNUET、フォースターの基金立学校第2法案に対する反対運動の中で結成された校長会議(Headmasters' Conference)、1875年に組織された教師連合(Teachers' Association)等である。中でもNUETは重要であった。これは設立時より関係者が教師登録制度を支持する立場を明確にしていた。トロップ(Tropp, A.)によれば、基礎学校教師は枢密院教育委員会管理下の制度で教師の資格を取得しており、登録制度に参画する体制が整っていた(Tropp 1957, p.100)。そして基礎学校教師は登録制度により自らの社会的地位を向上させ、より高い階級の人々が教師を目指すようにし、信頼できない教師から子供を護り、専門職全体を代表する教師の評議会を持ち、これが政府への諮問機関として行動すること等を目指した。NUETは、「・・・社会におけるすべての階級出身の教師を包含する統合された専門職の形成を結果するという特別な魅力を知っていた」のである。NUETはすでにSRAの活動に参加していた。またその後も登録の制度化に向けて立場を表明し、影響を与えようとした。しかし、NUET等教員組合側の立場が法案として具体化したのはアクランド案が初めてであった。

この2法案は同時に議会に提出されたが、その相違は大きく、議会ではこの2法案の審議や取扱いを決めるための検討を特別委員会に付託した。特別委員会は、COP、教師団体、校長会議、校長協会、NUT等の代表の他、中立的立場にある大学教授、学校長等を含め27名の証言を聴取し、検討を進め総計380ページに及ぶ報告書を出した。証言は登録の様式、義務的登録の可否、任意登録の許容、登録を統括する教育評議会の在り方、基礎学校教師の登録の可否、登録条件の資格等に及び登録問題について質され、考えられる全ての問題が聴取された。喚問は前

述の相違点を中心になされたが、政府側の立場を代弁していると思われるフィッチ (Fitch, J.G.) の証言は一言を要する。視学官である彼は、教師の自己規制的団体を認めることの危険性を指摘した。即ち、「医療法、歯科医療法、法曹院 (Inns of Court)、英国建築家協会、土木技師協会等の規則は全て専門職の利益を考慮して制定されたものであり、教師のような公共の利益の分野で同じことが起こるのは残念なことである。公共の利益は守るべき主要な利益であり、教師の利益も非常に重要なものであるが、企業や専門職の利益と思われるものが、公共の利益や親や子供の利益と必ずしも完全に一致しないことは誰もが知っていることである」とし、公教育大臣を議長とする諮問機関以上のものは見たくないと主張した (Select Committee 1891, p.175~176)

特別委員会は1891年に最終報告書を出した。それは中等学校教師の登録は原則的に望ましいとし、その登録は試験と教育実績に基づくこと、登録を実施するために大学及び教職代表者、政府が指名する者から構成される教育評議会を設けるべきこと等の勧告を行った。しかし、重要な点でその提案は曖昧なものであり、結論を表明しない事項が含まれていた。特別委員会の報告書は必ずしも関係者を満足させるものではなかった。これは1891年7月に再度下院に提出されたが、両法案ともそれ以上審議は進まなかった。その後 COP 及び教員組合側双方とも法案制定に向けて活動したが、具体化することはなかった。

政府は中等教育振興の必要性に迫られその組織化を推進するための方策を検討すべく、1894年にブライス (Bryce, J.) を委員長とする王立中等学校委員会 (Royal Commission on Secondary Education、通称ブライス委員会) を設置したが、教師登録問題はこの委員会でも検討された。委員会は先の特別委員会と同様多数の証人を召喚し意見を聴取したが、基本的に論点は同じであった。ブライス委員会は1895年に検討の上報告書を出したが、その中で登録制度について大要次のような勧告をした (Bryce Report 1895, pp.258, 317~321)。(i) 教師の登録を設けまたその記録を管理する義務を持った中央当局に付置される教育評議会 (Educational Council) を設置する。登録の正確な規則を定める義務をこの教育評議会に委ねる。(ii) 登録に含めるべき教師の種別については議論があるが、時代の流れを考慮して登録条件を満たす全ての教師を対象とする1つの登録簿を確立する。登録は全ての教師に同じ条件で提供されるべきであり資格と能力に基づいて行われるべきである。(iii) 適正な機関が授与した証明書を持たない無資格な者は登録されるべきではないが、法定前に3年間中等教育機関で教えていた者は教授能力を証明するものを提出すれば登録可能とする。また無資格な者でも場合によっては例外的な登録を可能にする。(iv) 登録は教師の名前をアルファベット順に記入し、登録日、資格、経験等を記載する。また登録簿の第2部で教師が勤務する学校種別ごとに名前を列挙する。(v) 登録制度が実施されてから7年を経過した後は、無登録者を任命権者が中等学校教師に任命することを許可しない。

ウィリスによればこの勧告の最も重要な点は、「イギリス教育の弱点の1つ、即ち、教師の異なる等級の間の社会的疎隔を終える手段」として登録の一体化を提言したことである(Willis 2005, p.52)。しかし私立学校教師、COPはこの一体化の原則に異論を唱えた。また委員会が勧告する教育評議会においてCOPが重要な役割を与えられていないことも批判した。ウィリスによれば、COPは「当初の登録計画が徐々に浸食され、政府の提案は他の専門職のような自治組織とは全く異なるものである」ことを自覚したのである(Willis 2005, p.53)。問題は認識したものの、COPはブライス勧告が出された後、政府が中等学校教師の登録を早期に具体化するよう動いた。勧告に沿った法案は1896年に出され、また1898年に2度上程されたが審議に上ることはなかった。翌1899年になり中央教育当局の新設を定めた教育院法案(Board of Education Bill)が上程され可決された。この教育院法の第4条は、「枢密院令によって規定される方法で作成保持されるべき教師の登録の規則を作成する」目的で大学及び教育に係る諸団体を代表する人々から構成される諮問委員会を設置することを規定している。また同条項は登録の形式として登録者の名前をアルファベット順に登載し、各教師については登録の日、資格と経験の記録を記入することを規定している。登録制度の詳細はこの諮問委員会の検討に委ねられた。教育院法が成立する過程でCOPは、次第に教員組合の立場に譲歩し、全ての教師の単一登録制度を容認するようになっていた。

4、教師登録評議会の設置とその作動の推移

(1) 教師登録評議会の設置とその作動状況

1899年の教育院法は、同院に設置される諮問委員会が教師の登録に関する規則の作成につき、或いはその他の付託事項につき教育院に助言を行うことを規定している。同法により設置されたこの委員会は、登録の在り方を検討し、1901年6月に規則案を教育院に提出した。教育院はこれを検討し1902年に枢密院令を出して登録制度が発足することになった。同令は、この教師登録業務を実施し所管する教師登録評議会(Teachers' Registration Council、以下TRC)の設置を定めた。このTRCは、教育院長が指名する6名、COP、校長協会、NUT等の教師団体が指名する者6名、計12名から構成され、教育院令に基づき教師の登録簿を作成し、これを保持するという任務を担うことになった。そして1902年4月25日にTRCの第1回評議会が開催され、担当職員が任用され登録業務が開始された。

TRCの下の教師登録制度については当初、多くの教師関係団体によって、イギリス教育の歴史的転換点と評価された。しかし、それが業務を展開するとともに多くの問題が露出してきた。第1は、TRCの活動を規制する規則や方策の決定の問題である。これらについて諮問委員会が原案を出し枢密院が決定することになっていたが、その委員の大多数はブライス委員会

の勧告と異なり政府関係者で占められており、実質的に政府主導で登録制度が進められていった。TRCは登録事項に関する方策決定の権能を持たなかった。またTRCの登録担当官のポストの募集条件や俸給の低さから、政府のTRC軽視の姿勢がみられる。さらに関係者は校長や補助教師の登録状況を中等学校承認の条件にし、これによって教師教育の推進が図られること等登録の活用を期待したが、教育院はその方向に動かず、教師登録を学校の効率性の判断基準とすることはなかった。つまり、教育院は登録制度の有効性を確信せず、活用策も持たなかったのである。

第2は、教師登録の様式をめぐる問題であった。規則はアルファベット順の登録簿を定めたが、それはA欄とB欄に分けて登録することを定めた⁴⁾。A欄は、政府の資格証を持つ教師、即ち基礎学校、教師養成所、貧民学校等の教師を対象とするものであり、これは個々人の申請ではなく自動的に登録された。A欄の登録者は登録料を求められなかった。B欄は中等学校の教師を対象とする者であり、大学の学位またはそれと同等の資格を持ち、猶予期間の後教師の資格を取得した教師であった。この欄は個々人で申請するものであったが、オックスフォードやケンブリッジの上級地方外部試験に合格し、3年の教授経験があれば学位取得者でなくても登録できた。さらに、初等以外の学校に少なくとも10年間勤務した場合は誰でもB欄に登録された。ただし、この欄の者は1ギニーの登録料の支払いが必要であった。このように学校種別によって区分することの妥当性が問題になり、実際の運用でも混乱が生じた。当時の学校が複雑であったこともあり、この区分は曖昧であり不明確であった。当初基礎学校教師の一部をB欄に登録する緩和策も取られたが、後にその認定は制限された。この区分は学校の階級的性格を反映したものであった。教師団体の立場には温度差があったが、最も激しく反対したのはNUTであった。それはこの区分が侮辱であり不公平であり不利益を生じると批判し、こうした区分けの廃止を要求した。政府関係者も当初よりこの区分けの再定義の必要性を認識していた。さらに、当初より対象になっていなかった幼稚園教師や特別教科の教師の登録をどうするかという問題も生じた。こうした問題や混乱への対応が検討されたが、根本的な解決策は講じられなかった。

第3は、これと関係するが、登録対象となる教師が明確に定義されず、登録資格や条件が複雑で曖昧であったことである。幼稚園や特別教科の教師を含めるかどうか明確ではなく、議論が続けられたが決着はつかなかった。また資格について特にB欄について不明確な点があり、必要な教育を受けず学位や資格がなくても教える能力があることを証明できればすべて受け入れられた。そして登録に際して弾力的な取り扱いがなされた。1905年にB欄に登録された10459人のうち、登録に必要な条件を満たしていた者は230人に過ぎなかったと指摘されている。こうしたことは登録簿の価値を低下させることになった。

第4は、規則に定める登録の審査や承認の条件が煩雑であり、また決定手続きも複雑であっ

たことである。そのため登録担当者の業務負担が増大し処理しきれないような事態が続き、業務が大幅に遅れた。これを改善すべく規則が付加あるいは改正され、明確化詳細化がなされようとした。1905年には、犯罪、非行、教師に相応しくない行為を行った者につき、登録を却下する規定も設けられた。また評議会に裁量権を与える等登録の合理化が図られようとしたが、かえって複雑になることもあり問題が解消することはなかった。

第5は、TRCの財政問題である。政府はTRCの登録業務は独立採算で行われるべしという立場をとり、若干の例外を除き業務に必要な経費を殆ど負担しなかった。TRCの経費はB欄の登録者の登録料で賄われることになったが、登録者数が順調に伸びず資金不足の状態が続いた。登録者数が低迷したのは、登録料が課せられたこと、対象となる登録基準を満たす者が多くなかったこと、登録するメリットがなかったこと、これらが関係して多くの教師が登録に関心を示さなかったこと等による。特に登録の有用性は大きな問題であった。資金不足のためTRCの重要な業務のひとつである登録簿の発行もできなかった。TRCの資金不足は以後断続的に続き業務の実施を制約したが、1905年には極度に深刻化しやがてその存亡の危機を迎えることになった。こうした状況にも拘らず政府がこれを積極的に支援することはなかった。

1905年に自由党政権が成立したが、教師登録業務に関わる上記の諸問題や批判を背景に1906年にTRCを廃止する動きが出、そのための法案が提案された。この動きを背後で主導したのは1899年から1902年まで教育院副院長の私設秘書官を務め、1903年から1911年まで教育院の事務次官の任にあったモラント(Morant, R.)であった。モラントはこの時期中央・地方に近代的な教育行政機構を整備し、それによって政府主導の教育政策を強力に推進しようとした官僚であったが、教師の登録を任務とするTRCに対しては、在任中これを否定し、或いは敵対し、またその展開を抑制しようとした人物であった。モラントは1906年6月付の覚書において登録制度に関わる諸問題を取りあげ、何れの面からも1899年教育院法において意図されたことを実行することはできず、改善の見込みも有用性もなく、教育院が主導して規則を制定し学校や教師の改革を推進する予定であると述べた。登録制度廃止の提案及びモラントの覚書に対しては、ほぼ全ての教師団体から批判がなされ、また教師集団が結集して法案撤回と新たな制度導入に向け法案修正の動きを強めた。ただNUTだけはこの登録制度が排他的で陰險な土台の上に築かれたものであり、包括的で階級的偏見がない公平な登録簿が作成されるべしとして、その廃止を歓迎した。1906年6月には、校長会議をはじめとする教師団体が集まり、登録簿の統括を行う専門評議会や登録資格の今後の改革構想をまとめた。そして、NUT側と折衝して合意を得た後、教師団体の代表者たちが上院議員であるモンクスウェル(Lord Monkswell)に訴えた。同氏はこれを受けTRC廃止を盛り込んだ法案の修正案を出してこれが認められ、これによって新たな登録制度の導入と評議会設置が可能になったのである。

(2) 新生教師登録評議会の設立とその作動及び登録制度の推移

制定された1907年の教育（行政規定）法 [Education (Administrative Provisions) Act] は、その16条で教師の登録について次のように規定した。(i) 1899年教育院法の下での教師の登録を作成、保管するという義務は停止する。ただし、政府が枢密院令によって教育専門職の代表から構成される新たな登録評議会を組織することは合法である。政府は枢密院令により規定される条件を満たすような登録簿を作成保管する義務をそれに与えるものとする。(ii) 登録簿は、枢密院が決定するように、アルファベット順に1つの欄において全ての登録教師の名前、住所、登録日、資格、教育、経験等の記述を含むものとする。(iii) 本条文の下、枢密院令によって旧 TRC は新たに組織される登録評議会に基金や財産を委譲し職務を終える。

新生教師登録評議会（新 TRC と略す）は教師の団体の代表から構成されることになっており⁵⁾、校長協会、NUT、COP 等の主要な教師団体の代表が集まり、議論を重ね新 TRC の設置に向けて計画案を練っていった。その過程で教育院のモラントと度々交渉がなされた。しかしそれは難航を極め設置は大幅に遅れた。モラントは新 TRC の設置に否定的であり、積極的に対応せず、時に敵対的な態度を取った。難題を突き付け故意にその進捗を遅らせた。問題は新しい評議会の代表委員に関するものであった。モラントは、幼稚園や音楽や美術をはじめ個々の教科担当等のごく小さなものも含め、法の趣旨である全ての教師団体の代表が含まれていないと再三計画案を却下した。教師団体側は検討体制を再構築し、検討に参加する団体を大幅に増やす等して検討を続け、合意に達した計画案をモラントに出したが、なお細部の小さな欠陥を指摘し棚上げにした。

教師団体の代表はまた評議会の実施する登録につき、学校への補助金や教師教育規則に関係づけるべきことを迫り、それがなかったら登録は影響力や精彩を欠き成功することはないと訴えた。しかしモラントはこれを拒否した。ゴスデンは、『教育ジャーナル紙』に依拠して、モラントが新しい評議会が学校の種類別に教師の資格を決定する真の権限を与えることは決して考えず、教育院はそうしたことを自らの掌中に保持することを意図したと述べている。彼の言を続ければ、「登録リストは教師を任命する当局にとっては無用のものであるであろう。それは単に長いアルファベットのリストであるロンドン氏名録のようなものであるであろう。それは教育専門職のより大きな効率を推進することは殆どなくいや何もなかった。」「教師は登録簿と評議会を求めた。彼らの要求にはもはや抵抗できなかった。しかし、教育院はこれらの何れにも意味や重要性を与える必要はなかった」(Gosden 1972, p. 256) つまり登録簿は作成されるものの、その有効性や有用性はなかったのである。

こうした状況の中、登録計画の作成は教師団体が自主的に行うもので教育院は参画できないと表明してきたモラント自身が修正案を出した。モラントは教育院内に基礎、技術、中等、大学の各々の教育を担当する官僚機構を発展させており、これに対応する代表者から構成される

TRC の設置案を示した。そして、評議会は大学の代表も認めるべきとして、11ある大学を代表する11人を含めることを示した。また評議会は各部門同比率であるので、4部門から各11人の代表を送り、評議会の会長は外部から選ぶべきとした。こうした内容は1911年6月に出された教育白書に盛り込まれた。

1911年に教師団体がモラントとの折衝を重ねている間に、視学官であるホームズ(Holmes, E.) が書いた、基礎学校教師から視学官になった者を軽蔑した内容の秘密文書が漏れた、いわゆるホームズ・モラント通達事件が起こった。モラントはこれに絡んでおり、当時の教育院の院長と共に職を辞した。新 TRC 設置に向けた動きが進むのはこの後であった。新 TRC の設置に向けた交渉は、モラント辞職後も続けられた。そしてついに1912年2月29日に枢密院令が出され、それが設置されることになった。これは1911年の白書を勘案したものであり、4つの教育部門を代表する総計44名の委員から構成された。会長にはかつて法案を出したアクランドが選ばれ TRC の活動が始まった⁶⁾。教師団体の代表から成る新 TRC は、「新しい時代の始まりであり、歴史上はじめて教職の連帯と自己統治に向けた真の運動の可能性が開けてきた」と評され、諸団体また各方面から歓迎された(Willis 2005, p.85)。教育院の院長も評議会の第1回の会合で、教育院が評議会と協働し、その諸見解を尊重するとの立場を表明した。TRC に付与された権限は評議会により決定された登録条件を満たす教師の登録を作成し、それを保持することであった。しかしそれは登録を審査決定し管理できるだけで、教師になろうとする者の教育職への参入を何ら統制できなかった。その登録は単なる登録で既述のように登録した者が地位を保有することにつき何らの有用性もなく、他に何ら公的有効性もなかった。また非登録者を制裁するものでもなかった。モラントは去ったものの、教育院の立場に変化はなく、教育院は専門職団体による教師の統制を認めようとしなかったのである。

新 TRC と関わっては当初より検討を要すべき問題があった。それは1つには対象となる教師が多様かつ広範に及びそれをどう区別するかの問題である。もう1つは登録の前提となる資格基準である。組織化された他の専門職は、統一基準を定めその成員を統制していた。しかし教師の場合こうした基準は明確ではなく、あるとしても団体ではなく中央、地方の行政機関によって定められてきた。登録評議会は4部門から出された原案を基礎に1913年に登録の条件を定めた。それによれば、(i) 大学の学位、教師の証明書(基礎学校教師)、またはそれと同等の資格、(ii) 専任教師として1年間、非常勤としては3年間の教職経験、(iii) 教師教育につき、A、教師教育として認定された課程を終えた一般資格取得者、B、一般資格が取得できない場合3年間教えたという代替的臨時資格のいずれかの資格(1930年まで有効)、を有する者とされた。この他、1918年末まで、資格を有していない者で、5年間の教職経験を有し、21歳以上の者の登録を認める猶予措置も決められた。

このようにして新 TRC は活動を始めたが、それは旧 TRC と同様の問題を抱えることにな

り、その活動は再び制約され阻害された。最大の問題は財政に関することであった。評議会は1907年以前と同様独立採算制をとることとされ、登録者の登録料が主たる財源であった。設置当初登録料が入らず大蔵省が3000ポンドを交付したが、これは後に返済されることになっていた。当初少なかった登録者数は1920年代に入り増大し、1930年には77233人を数えた。このため新 TRC は比較的健全な財政状態にあった。しかしそれ以後登録数は伸び悩み1940年代には戦争の影響もあり激減した。登録者が増えなかったのは、既述の登録のメリットがないことも大きく関係していた。TRC の収入源は登録料であったが、これは登録の際1回徴収されるのみで、他の専門職のように年会費ではなかった。登録料の値上げ等の措置も講じられたが、次第に財源不足に陥り1940年代には破綻する状況になっていった。1940年には事務所がドイツ軍の爆撃で破壊され、会長や職員が死亡した。こうした状況にも関わらず政府から十分な支援はなされなかった。

新 TRC は登録を梃子として教師の地位の向上と専門職化に向け活動を進めようとした。1925年には専門職団体に相応しい名称に変更すべしとする意見に応じて改称を決定し、政府に要請がなされた。そして1929年に勅許証が与えられ、TRC は王立教師協会 (Royal Society of Teachers) と名称が変更され若干の組織改編がなされた。しかし実質は変わらず、これは単なる名称の変更に過ぎなかった。TRC の目的が度々情宣された。1926年には不法行為や専門職に悖る行為をした場合に登録を抹消する規定がより明確に整備された。登録の実効性を高め、登録者数を増やそうとする働きかけも強められた。TRC は未登録教師が私立学校を開くことや公費で支持された学校の教師になることを禁じる等々の措置の導入をしばしば教育院に求めた。しかしこれらは教育院及び全国地方教育当局連盟により拒否された。TRC の努力にもかかわらず、第2次大戦がはじまる頃には登録制度や登録審議会はその存在意義を失っていた。戦争に伴う教師不足や災難も災いした。そして、大戦中教育改革の検討が進む中でもそれは無視された。検討の結果成立した1944年の教育法では、新たに設置された文部省が教師の資格を認定・付与する大きな権限を持った。最終的に新 TRC は1949年の枢密院令によって廃止された⁷⁾。

ウイリスは「登録しなくても何の不都合もないことが TRC の大きな問題点であった。それが成功するかどうかは資格を持った教師が進んで登録するかどうかにかかっていた。しかし教育院が登録を重視することはなかった。」「結局のところ、教職の承認と統一を目指す以外に登録教師にとって明確な利点や直接的な誘因はなかった」と述べ、その破綻が登録の有効性に起因していると指摘している。TRC 自体も、「TRC は教職を最も広く代表する団体であるが、会員の大半は最も効果のない団体であるとの見解を持っている」ことを認めていた。ウイリスを続ければ、「第2次大戦後 TRC は有名無実になり、新しく資格を得た教師の多くはその存在すら聞いたことはなかった。これとは対照的に、NUT のような組合ははるかに具体的な利

イングランド教師協会(College of Preceptors)を主とする教師の登録制度化に向けた活動とその結末に関する小論

益を提供し、組合員の数を増やしていった。」「教師が専門的な利益を求めるのはこれらの団体であり、これらの団体の力が強まるにつれて登録の必要性はあまり明確ではなくなっていった」と述べ、イングランドでは教師にとって専門職団体よりも教員組合がより重要な団体になったことを指摘している (Willis 2005, pp.117~118)。

5、おわりに

以上本稿は教師の専門職化と地位向上を目指してイングランドで設立されたCOPが、他の諸団体との複雑な関係の中で登録制度確立に向け取り組んできた諸活動とその推移について論じてきた。COPは設立当初より資格を有する教師の登録を統括する専門職団体になること、或いは関係団体の代表から成る組織の下で運用される登録制度の確立のための運動を主導してきた。約50年に及ぶこうした活動にも拘らず19世紀の間これは実を結ばなかった。20世紀に入って一応の制度化がなされたものの、それは実質的に機能せずやがて消滅した。こうした経緯から見られる登録制度化をめぐる相克、困難、挫折の原因は以下にあると考えられる。1つは19世紀には政府や議会が中等学校教師問題に不介入の立場を取ったことである。これに積極的に関り、対応する人々は多くなかった。2つは、学校の階級的特性があり、中等学校教師の登録に限ろうとするCOP側と基礎学校教師を含む包括的な登録制度を確立しようとする教員組合側の間の立場の相違や確執が大きかったことである。3つは19世紀末から20世紀にかけて政府の中等教育への介入が増大し、それが教師全般の統制を行おうとしたからであった。20世紀においては特にこの政治的要因が大きくなった。バロン (Baron, G.) の言うように、基本的に「政府は教師の専門職団体に効果的統制を認めることを真に意図しておらず、むしろ中等学校教師を国家の統制のもとに置くという目的のために行動した」のである (Baron, 1954, p.134)。

イングランドにおける教師の専門職団体の設立や登録の制度化への動きは、スコットランドの影響もあり、1960年代中期以後再生し1980年代に本格化した。そして、2000年にスコットランドの総合教職評議会 (General Teaching Council for Scotland、以下GTCS) に倣ったイングランド総合教職評議会が設立された。しかしこの団体も関係者の立場の相違や対立により2011年に廃止され、その役割を教育省が摂取した。教育関係者の専門職団体をめぐる相克は20世紀後半になっても繰り返されたのである。

スコットランドにおいては、1847年にCOPから影響を受けて教育協会 (Educational Institute of Scotland、以下EIS) が設立され、これが教師の地位向上に向けた活動を続けてきた (藤田 2022, p.182)。これは資質能力の確保向上を目指す専門職団体と勤務条件の改善を目指す教員組合の両者の役割を担ってきたが、1965年に専門職団体に特化した法定のGTCSが設置されると教員組合的性格を強めていった。以後GTCSは教師の資質能力の確保向上の役

割を担い、これに EIS が参画した。GTCS は2011年に政府から完全に独立し、教育関係者の自己規制的団体として活動を続けている。

ゴスデンは次のように述べ、教師の職務の特性から専門職団体による自己規制が困難であることを指摘している。「たとえ医師や弁護士が強力な専門職団体を作ることができたとしても、教師が同じ道を辿る可能性は殆どない。なぜなら教師の大部分は従業員と雇用者との関係で職務に従事しており、その雇用者は公的機関であるからである。モラントが明確にしたように、政府は教師登録評議会が教師の資格を定めることに同意することはあり得なかった。そうすれば教師はやがて定数を管理する力を持ち、最終的には自らの裁量で給与や勤務条件を管理できるようになるからである。実際教員組合は、交渉や協議を通じて益々影響力を行使するようになったが、法律家や医療関係者が享受しているような独占的な権限や支配力を獲得したことはなく、今後も獲得する見込みはないであろう。」(Gosden 1972, p.260) しかしスコットランドにおいてはこうした団体が設立され、紆余曲折を経つつも自己規制的に役割を果たし、教師の専門職化に大きな役割を果たしてきている。問題はイングランドにおいてなぜ失敗し、なぜスコットランドにおいて可能であり成功したかである。次の論文ではこの問題を詳細に分析したいと考えている。

[注]

(紙幅の関係で、注及び参考文献は必要不可欠のものに限る)

- 1) 教師と教員の使い分けは論議があるが、本稿では勤務条件や給与の改善を目指す団体を教員組合とし、専門的資質能力の向上を目指す団体には教師の用語を使った。
- 2) 会員の約半数はCOPと密接な関わりを持つ者であった。(COP 1896, p.28)
- 3) Teachers' Guildは1884年に結成された教師の団体である。なおNUETは1889年に全国教員組合(National Union of Teachers)と名称を変えた。
- 4) 登録簿を2つに区分することについては既に1898年に校長協会が提案していた。
- 5) 法律は変わったが名称に変更はなく、同一の教師登録評議会という名称が用いられた。
- 6) 新TRCの事務局は、COPの本部に置かれた。
- 7) 1914年から1948年の教師の登録記録はロンドンにある系図学者協会(Society of Genealogists)に保管されている。

[参考文献]

- 1) 藤田弘之(2022)、「スコットランド教育協会(Educational Institute of Scotland)の設立とその活動

イングランド教師協会(College of Preceptors)を主とする教師の登録制度化に向けた活動とその結末に関する小論

- に関する小論—教師の地位向上に向けた諸活動の展開を中心として』、『研究論集』(関西外国語大学)、第116号、pp.179~197.
- 2) 藤田弘之 (2023)、「19世紀イングランドにおける教師の地位向上のための専門職団体の設立とその活動に関する小論—教師協会 (College of Preceptors) を中心として」、『滋賀大学教育学部紀要』、第72号、pp.111~130.
 - 3) Baron, G. (1954), The Teachers' Registration Movement, *British Journal of Educational Studies*, Vol.II, No.2, pp.133~144.
 - 4) College of Preceptors (1896), *Fifty Years of Progress in Education- A Review of the Work of the College of Preceptors, 1846-1896*. (COP 1896と略す)
 - 5) Gosden, P.H.J.H. (1972), *The Evolution of a Profession*, Basil Blackwell.
 - 6) House of Commons (1869), Endowed Schools (No.2) Bill, 9 June 1869. (Bill 154と略す)
 - 7) House of Commons (1891), *Special Report from the Select Committee on Teachers' Registration and Organization Bill*, H.M.S.O. (Select Committee 1891と略す)
 - 8) Lane, E. (1847), Origin and Progress of the College of Preceptors, *The South Devon Literary Chronicle*, pp.113-117.
 - 9) Massey, F.L. (1956), *The Registration of Teachers in England and Wales From 1846 to 1899*, M.A (University of London) .
 - 10) *Report of the Schools Inquiry Commission*, Vol.I, 1868, H.M.S.O. (The Taunton Report)
 - 11) *Report of the Royal Commission on Secondary Education*, Vol.I, 1895, H.M.S.O. (The Bryce Report)
 - 12) Scholastic Registration Association (1870), *The Object of the Association, Regulations and Officers*. (SRA 1870と略す)
 - 13) Tropp, A (1957), *The School Teachers*, Heinemann.
 - 14) Willis, R. (2005), *The Struggle for the General Teaching Council*, RoutledgeFalmer.

(ふじた・ひろゆき 外国語学部教授)